

佐賀県告示第三百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年十月二十五日から平成二十三年十月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		変更前 の幅員 メートル	延長 メートル
	区	間		
伊万里市二里町八谷搦字伊万里一本松二〇〇番地先から伊万里市二里町大里字神林甲二二四七番二地先まで	前	四四・八 二二・一	六一・三 一・〇	五二七・三
	後	二七・九 二五・一		
伊万里市東山代町里字新田一七七番五地先から伊万里市山代町楠久津字新田一七七番三四二地先まで	前	九・七 八・二	二七〇・〇	二七四・一
	後	二七・九 二五・一		

一般国道  
二〇四号

<p>伊万里市松島町字搦七七二番 三地先から 伊万里市松島町字五本松四二 四番一四地先まで</p>	<p>伊万里市松島町字搦七七二番 三地先から 伊万里市松島町字五本松四二 四番一四地先まで</p>	<p>伊万里市山代町楠久津字新田 一七七番七七地先から 伊万里市山代町楠久津字新田 一七七番二八地先まで</p>	<p>伊万里市山代町楠久津字新田 一七七番七七地先から 伊万里市山代町楠久津字新田 一七七番二八地先まで</p>
<p>前</p>	<p>後</p>	<p>前</p>	<p>後</p>
<p>七・二 一 九 〇</p>	<p>七・五 一 五 三</p>	<p>一 〇 六 一 三 七</p>	<p>一 〇 五 一 三 五</p>
<p>四 六 一 〇</p>	<p>四 五 九 三</p>	<p>一 三 五 六</p>	<p>一 三 五 七</p>